



徳島県自然公園の管理と今後の在り方について

寄稿：片山博之（徳島県環境総局自然環境課係長）

【徳島県自然公園の 過去・現在・未来】

徳島県には、1つの国立公園（瀬戸内海）2つの国定公園（剣山・室戸阿南海岸）、そして6つの県立自然公園（箸蔵・土柱高越・大麻山・東山溪・中部山溪・奥宮川内谷）があり、その総面積は、約3万9千ヘクタールに及びます。そのうち、瀬戸内海国立公園鳴門園地には県有地がありますが、財団法人である自然公園財団が管理しており、それ以外の自然公園については、徳島県が管理しております。さて、徳島県は、東西に脊梁山脈と言える四国山地が走り、また、南北には瀬戸内海から太平洋に連なる長大な海岸線を有する自然の豊かな県であると言えます。（本紙4頁参照）

さらに、四国八十八箇所の弘法大師ゆかりの札所が23箇所あり、毎年春と秋にはたくさんのお遍路さんが遍路道を通り、訪れます。これらの自然の豊かさを余すことなく、県内外からの観光や登山、釣り、マリンスポーツでの来訪者に提供する箇所が自然公園であると思われます。この自然公園をより魅力あるものにするために必要なものは、園内での快適な展示施設やトイレ、安心して歩くことができる遊歩道、そして案内板等の設置が必要です。そして、それだけではなくて不法投棄されたゴミやその場所の景観を阻害するものなども無くさなくてはせっかくの景観を台無しにしてしまいます。

そのような事から、徳島県では平成17年より自然公園監視業務要綱を設けて、2つの国定公園を監視する監視団体（5団体）と5つの県立自然公園を監視する自然公園監視員（とくしまパークレンジャー）に公園監視を務めていただいております。

これらの監視団体やパークレンジャーの方からは、毎月パトロール日誌を報告いただいております。この日誌は自然公園の現状を知るための貴重なデータです。これらの報告から自然公園内の、法的規制制限行為の有無、公共施設の棄損状況、希少種の情報、廃棄物の投棄情報などを詳しく知ることができます。この中でも特に重要な情報が、の公共施設の棄損状況と、の廃棄物の投棄情報ではないかと思われます。前述しましたように、徳島県の自然公園を魅力あるものにするためには、この2つの課題を解決する必要があるのです。

ところが、このような課題に対して県が今まで有効な手だてを講じてきたかと言えば、不十分であったことは否めません。研修会では、監視員や監視団体の方から「報告書をあげても何も成果が見えてこない」と言うお叱りも受けました。これはもっともなご指摘で、せっかくインプットした情報もきちんとアウトプット（活用し成果をあげる）しないとせっかくの報告も生きてこないのです

そこで平成21年度からは、報告を生かして成果をあげるように考えております。その1つが緊急雇用創出事業の活用です。これは、失業者等を1年以内の短期で雇用創出する事業ですが、徳島県自然公園の施設の点検に2人と不法投棄ゴミの把握と景観を阻害する樹木の整理に4人を雇用して、報告書内容も参考として課題の解決に活用しております。

もう1つは、県の関係機関と連携して、公園内のゴミ投棄の顕著な箇所を有する市町村への情報提供や一斉清掃の実施を行うための支援を図りたいと考えております。さらに現在徳島県自然公園のホームページのリニューアルを行っており、一般の方により見やすく利用できるものをめざしております。このように少しでも徳島県自然公園をより魅力あるように努力してまいりますので、これからもご協力をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、平成21年6月1日付で、自然公園法及び自然環境保全法の一部が改正されました。この法律の細部を定めた省令や施行規則が施行されるのは、来年の4月1日になる予定ですが、改正の骨子は次のとおりです。なお、詳細は「自然公園法の改正」に紹介されておりますのでご参照ください。（本紙3頁参照）

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の骨子

1. 目的規定の改正・・・「生物多様性の確保」を目的規定に追加
2. 海域における保全施策の充実
 - 海域公園地区制度の創設
 - 海域における利用調整地区制度の創設
3. 生態系維持回復事業の創設
4. 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等



自然公園監視員の研修会

善意の誤解！ 絶滅危惧種の保護活動が自生する絶滅危惧種を駆逐する？

寄稿：櫻本幸実（徳島県自然環境協力員）

【人為移入された絶滅危惧種オニバスの猛威と自生する絶滅危惧種アサザ群生の消失】

某溜池で、オニバスが繁茂する一方、わずかに群生していたアサザが姿を消しています。4年前に、特定外来生物のボタンウキクサ発生の状況確認の依頼を受け、この溜池に出向いたことがあります。その折には、オニバスを見かけておらず、ヒシが優先して水面を覆い、水中にはマツモなどが生育していました。聞くところによると、このオニバスの猛威は最近の二夏とのこと、自生種のアサザや他の水生植物にとっては脅威の侵入者となっているようです。

オニバスの生態を調べてみると、「一つの果実に種子が約百粒」「種子は全てが翌年発芽するとは限らず水底で数年から数十年休眠する」「干上がりなどで空気に触れるとその刺激が発芽を促す」といった特性があるようです。これらのことから、今回の急激な異変の要因は、冬季の水切りが発芽を促進、水深約1mの単調な地形のため全域での定着が可能、池底には富栄養の泥土が大量に堆積、発芽成長期と利水の時期が重なり透明度の高い水質維持、等と推察されます。つまり、オニバスにとって最適なビオトープだったということでしょう。他県の例では「葉が水面を覆いつくし、水中が酸欠状態になって魚が死滅し異臭を放ち、住民から苦情が出た」という話もあります。

この危機的現象は、善意とは言え、誤解や恣意的解釈と安易な行動に潜在するリスクが顕在化した一例に過ぎず、自然環境中での専門家不在の環境保全活動や水質浄化運動などに共通した問題とも言えます。関係機関に報告したものの、定着したオニバスの完全除去は困難かつ長期的な取組が必要で、知恵も手間も資金も必要となることでしょう。

駆除方法を考えてみると、例えば、5月初旬の沈水葉期に抜き取る、5月中旬頃に浮葉してくるスイレン葉期に抜き取る、6～10月は蕾や花をひたすら摘み取る(開花後と閉鎖花があり共に結実)、底泥に大量の休眠種子(埋土種子集団)を蓄えていると推察されるため駆除活動を継続する、等があげられます。しかし、未来への借金で処理すべきものでもなく、利害関係者に加え、希少種保護関連の機関や専門家等の連携による取り組みが期待されます。

まずは、読者の皆様には、これに類することが他の場所や活動によって起こらないための啓発普及とともに、早期発見、早期対策のためのよき知恵やご提言が頂けることを願うばかりです。(写真：中央と右は2009.10.11撮影)



2005年撮影のアサザ群生地



芝草類とオニバスの被圧でアサザ消失



水面を覆うオニバスと多数の蕾や花

ビオトープ・ナビ Q&Aコーナー

記者：犬伏潔（会員）

【Q（質問）さん】

新聞で「雑草対策にテフ・ブレアという芝を畦に植える試みとして中学生らと試験植栽」という記事を見ました。これって、生態系に悪影響はないのですか？

【A（回答）植物の多様性が生態系を豊かにする】

「テフ・ブレア」ではなく、「ティフ・ブレア」だと思います。これは、東南アジア原産のセンチピートグラスの改良種で、暑さや寒さ、病虫害に強く、繁殖力旺盛で、アレロパシー作用が雑草の発生や侵入を抑制することから、防草効果に優れた品種？…として注目されています。(アレロパシーとは、他感作用といわれ、植物や微生物が放出する物質によって他の動植物が何らかの作用を受ける現象。セイトカアワダチソウが有名。)

生態系への影響ということですが、本来生えるべき雑草、つまり地域の生態系の基盤である植物を生えなくするわけで、それぞれの草を食べる昆虫、その昆虫を食べる肉食昆虫や両生類…へと影響は連鎖することでしょう。露地栽培の野菜や果実の収穫にも連鎖は及びます。

当然ながら、影響の度合いは植える面積や場所にもよりますが、農道の舗装化や農地改良によって草の生える畦や道端が少なくなった現在、わずかに残る草地を外来の芝草で単調な植生に変えることは、地域の自然資源や生物多様性の保全という観点からは問題だといえます。

また、発達段階にある中学生が関る点が心配ですね。雑草対策ということで、事情もあるかと思いますが、誤った自然観を抱かせないよう注意が必要だと思います。

ビオトープ・ナビ 雑学コーナー

記者：櫻本幸実（会員）

【自然環境中での活動は慎重に！】

外来生物法が平成17年6月に施行され、また、自然公園法施行令では平成18年1月の改正により、国立・国定公園の特別保護地区において、植物を植えたり種子を蒔いたり、動物を放つことが禁止されました。

これらは、地域外から持ち込まれた動植物が、地域の生態系のバランスを壊し、地域固有の野生生物の個体数や遺伝資源に壊滅的な影響を及ぼす恐れが顕在化してきたことにあります。

このことから、国内外を問わず、地域外からの移入種が地域の生態系に及ぼす影響を理解し、国立公園などの希少な自然だけでなく、里山や河川、路傍や沿道の空地など、身近な自然においても同様に、自然環境中での植樹や植花、放魚や放鳥獣は慎重な限りありません。

一方、自然環境への関心の高まりから、ホタルやメダカの増殖、希少植物の移植、水源地域への植林活動、ビオトープに関する理解不足などによる動植物の安易な移入、アクアリウムブームによる水草や花いっぱい運動による種子や苗の商業的な流通の拡大など、善意の誤解や経済活動による悪影響も少なくありません。

山や川、自然草地など、自然環境に働きかける活動は、その種によってはその場所から逸脱し、生息や生育域を拡大して行きます。そして、一度拡散してしまった種を回収したり、駆除したりすることは不可能となります。

野生生物の扱いや自然環境中での活動は、安易な判断や行動を慎み、必ず関係分野の専門家に相談し、適切な方法や場所において慎重に取組むことが求められます。

編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の活動やお仕事、日常生活を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください！ 編集：櫻本幸実

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案の概要

法律改正の必要性

▶生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり

・生物多様性基本法の制定（平成20年）等、生物多様性の保全に対する国民的要請の拡大

▶生物を育む、豊かな海域の適切な保全

干潟、サンゴ礁等の生物多様性に富んだ海域は、海の恵みを育む場であり、美しい景観は重要観光資源となるなど、豊かな国民生活を支える環境として適切な保全が必要

- ・現行の制度（海中公園地区）は海中の景観のみを保全の対象としており、海中と海上が一体的に豊かで美しい海域環境を構成する、干潟、岩礁域等の保全には不十分
- ・一方、無秩序なウォッチングツアー等による海域の野生動物への影響等が顕在化

▶シカの食害等により損なわれた生態系の回復

・シカによる食害の深刻化、他地域からの動植物の侵入等による生態系への被害が各地で発生

生物の多様性の確保のための施策の充実

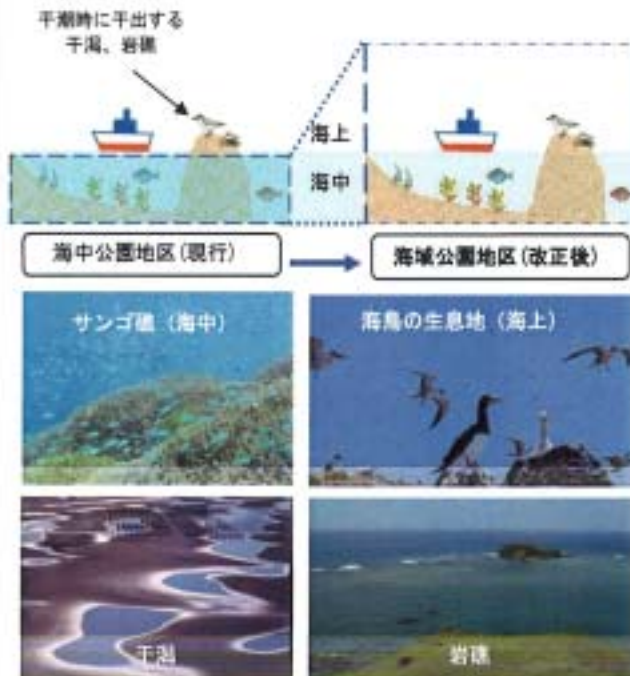
改正案の骨子

1. 目的規定の改正※ - 「生物の多様性の確保」を目的規定に追加 -

2. 海域における保全施策の充実

①海域公園地区制度の創設※

海中だけを対象とした海中公園地区を、海上を含む制度に見直し、海中と海上が一体的に豊かな生物多様性を育む、干潟、岩礁域等の保全を推進



②海域における利用調整地区制度の創設

過剰な利用をコントロールして、海域の生態系の保全と持続可能な利用を推進

3. 生態系維持回復事業の創設※

国立公園等でのシカの食害等の生態系被害を防止するため、防護柵の設置等をはじめとした「生態系維持回復事業」を実施し、生態系の維持回復を促進



生態系の維持回復



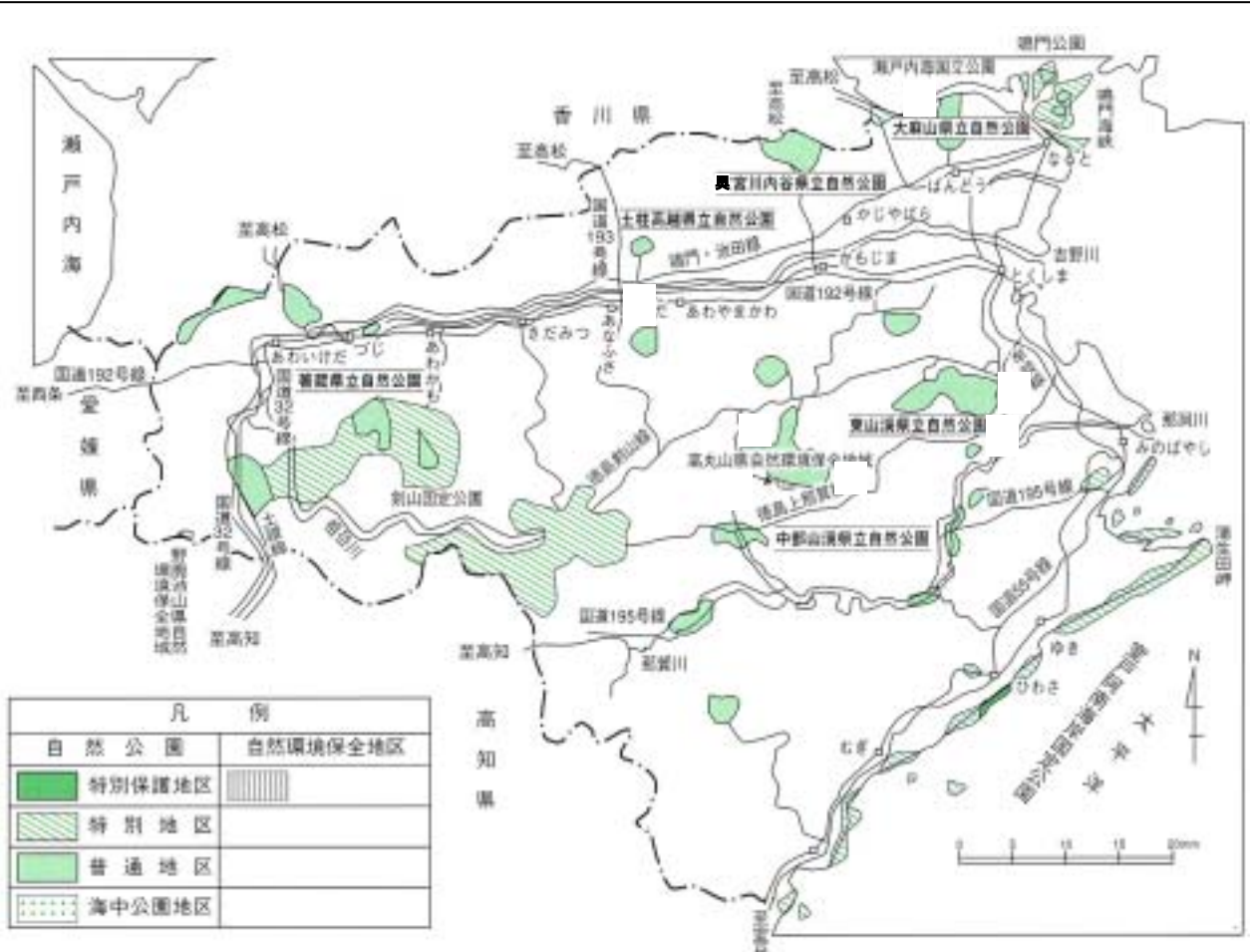
4. 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等※

生態系に被害を及ぼす動植物の放出等や木竹の損傷について規制を追加

※自然環境保全法についても同様の改正を実施

施行日：公布の日から起算して1年以内を予定

この原稿と改正の詳細内容は、<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10844>



徳島県自然公園配置図（出典：徳島県環境基本計画 / 平成 16 年 3 月）

平成 19 年度に公園区域の見直しが成されており、現在の区域は本図とは一部異なっている。

とくしまパークレンジャーの担当地域

- 箸蔵県立自然公園（箸蔵寺・雲辺寺）：旧池田町・旧三好町
- 土柱高越県立自然公園（土柱・高越山）：旧阿波町・旧脇町・旧山川町
- 東山溪県立自然公園 A（金治滝・一宮城址）：徳島市入田町・一宮町
- 東山溪県立自然公園 B - 1（中津峰山以北・如意輪・八多五滝以東）：徳島市多家良・八多・飯谷町
- 東山溪県立自然公園 B - 2（八多五滝以西・徳門寺・嵯峨峡、大川原高原）：徳島市八多町・佐那河内村
- 東山溪県立自然公園 B - 3（中津峰山山頂以南・鶴林寺）：勝浦町
- 東山溪県立自然公園 C（大竜寺・鷺敷ライン）：旧鷺敷町・旧阿南市加茂町
- 中部山溪県立自然公園 A（焼山寺）：神山町
- 中部山溪県立自然公園 B - 1（雨乞滝～柴小屋、神通谷～スーパー林道周辺）：神山町
- 中部山溪県立自然公園 B - 2（大北～割谷林道、高丸山）：上勝町
- 中部山溪県立自然公園 C - 1（雲早山～大釜の滝～菊千代谷、西三子山）：旧木沢村谷
- 中部山溪県立自然公園 C - 2（出羽～木頭名～小島）：旧木沢村谷
- 中部山溪県立自然公園 D（相生森林文化公園、歩危峡・古堂山）：旧相生町・旧木頭村
- 奥宮川内谷県立自然公園（御所神社・宮川内ダム）：旧土成町
- 大麻山県立自然公園（大麻山・大麻比古神社）：鳴門市大麻町